

職員の懲戒処分について

東京都下水道局長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	25	男性	停職1日

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年1月5日、都内の飲食店で泥酔状態となり、翌6日午前1時頃、1名の店員を殴り、もう1名の店員を蹴るという暴行を行うとともに、店のグラスを破損するなどして、暴行容疑で書類送致された。

なお、本件は同年3月10日付けで不起訴処分となっている。

2 欠勤事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	男性	停職1日

(2) 事故の概要

事故者は、令和2年8月12日から同年11月18日までの間に、私事欠勤9日を行った。

3 発令年月日

令和3年4月22日

問合せ先
下水道局職員部人事課
電話 03-5320-6535 (直通)